西根川流域土砂流出対策連絡会議

日時:令和5年6月9日(金)13:30~

場所:南会津町役場3F中会議室1·2

次 第

- 1 あいさつ
 - · 南会津町長
 - · 関東森林管理局計画保全部 治山課長
 - ·福島県 砂防課長
- 2 要綱の一部改正について
- 3 各機関における全体計画について
- 4 各機関における事業内容について
 - ・令和4年度の事業実績
 - ・令和5年度の事業予定
- 5 その他

西根川流域土砂流出対策連絡会議 出席者名簿

	所属・職名	氏 名	備考
構成員	関東森林管理局計画保全部治山課長	野澤 智明	Web出席
	会津森林管理署南会津支署長	橋本 俊夫	
	南会津町長	渡部 正義	
	福島県砂防課長	近内 剛	
	福島県南会津建設事務所長	佐藤 敬	
オフ゛ザ゛ーハ゛ー	環境省檜枝岐自然保護官事務所国立公園管理官	山﨑 大輔	
	福島県森林保全課長	吉田 好幸	Web出席

随行者	関東森林管理局計画保全部治山課調整指導係長	新井 聡祐	Web出席
	関東森林管理局計画保全部治山課設計指導官	諸星 智之	Web出席
	関東森林管理局計画保全部治山課国有林治山係長	篠原 直生	Web出席
	会津森林管理署南会津支署総括治山技術官	中島 俊和	
	会津森林管理署南会津支署治山技術官	筒井 建伍	
	南会津町建設課長	室井 利和	
	南会津町舘岩総合支所長	渡部 浩明	
	南会津町舘岩総合支所振興課長	渡辺 健二	
	福島県南会津建設事務所事業部長	渡部 孝光	
	福島県南会津建設事務所河川砂防課長	香西 保義	
	福島県南会津建設事務所河川砂防課主任主査	中村 太郎	
	福島県南会津建設事務所河川砂防課技師	松本 恵介	
	福島県森林保全課主任主査	彌勒地 浩太	Web出席
	福島県砂防課主幹兼副課長	玉應 隆史	Web出席
	福島県砂防課主任主査	渡邉 知也	
	福島県砂防課主査	髙橋 大善	Web出席

西根川流域土砂流出対策連絡会議設置要綱(案)

(名称)

第1 本会は、「西根川流域土砂流出対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)と称 する。

(趣旨)

第2 田代山の斜面崩落等に起因する、西根川流域における土砂流出対策に係る計画、測量調査、工事管理、その他の事務で両者の連絡調整を要するもの(以下「連絡調整事項」という。)は、この要綱により連絡会議を開催し連絡調整事項を協議するなど、緊密な連携の基、土砂流出対策を推進するものとする。

(構成)

- 第3 連絡会議は、下記により構成する。
 - (1) 関東森林管理局治山課長
 - (2) 会津森林管理署南会津支署長
 - (3) 福島県砂防課長
 - (4) 福島県南会津建設事務所長
 - (5) 南会津町長

(オブザーバー)

- 第4 連絡会議において、情報提供、専門的助言を受けるため、オブザーバーとして下記 の機関に出席を招請することが出来るものとする。
 - (1) 福島県森林保全課長
 - (2) その他、情報共有等が必要となる事項に関係する機関

(連絡会議)

第5 連絡会議は、毎年5月を目途に開催するほか、必要のつど申出により臨時に開催するものとする。

- 2 連絡会議は、連絡調整事項のうち次の事項について協議するものとする。
 - (1) 西根川流域における土砂流出対策の全体計画に関する事項
 - (2) 事業の実施(変更)計画に関する事項
 - (3) 事業の進捗に関する事項
 - 1) 当該年度の事業予定に関すること。
 - 2) 前年度の事業実績に関すること。
 - (4) その他連絡調整を必要とするもの。

(幹事会)

- 第6 連絡会議の下部組織として幹事会を設け、構成や調整する内容は下記のとおりとする。
- 2 構成
 - (1) 関東森林管理局会津森林管理署南会津支署 総括治山技術官
 - (2) 福島県南会津建設事務所 河川砂防課長
 - (3) 南会津町 建設課長、舘岩総合支所長
 - (4) 福島県砂防課 主任主査
- 3 幹事会は、毎年 2 回 (5, 12月)の開催とするほか、必要のつど申出により臨時に 開催するものとする。
- 4 幹事会は、連絡調整事項のうち次の事項について協議するものとする。
 - (1) 第4の2に関する事項の詳細な内容に関すること
 - (2) その他連絡調整を必要とするもの。
- 5 幹事会で協議した内容は、連絡会議に報告するものとする。

(事務取扱い)

第7 本会議の事務は、福島県砂防課が取扱うものとする。

(その他)

- 第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は関東森林管理局治 山課長及び福島県砂防課長がその都度協議して定めるものとする。
- 2 この要綱は、令和4年8月22日から適用する。
- 3 この要綱は、令和5年 月 日 (一部改正) から適用する。

令和5年度第1回西根川流域土砂流出対策連絡会議幹事会

令和5年6月9日

事業実施機関	長期計画(全体計画)	事業実績		事業予定			備考	
		これまで(令和3年度以前)	昨年度(令和4年度)	今年度(令和5年度)	来年度(令和6年度)	短期計画(令和6~8年度)	※課題、意見等を記入	
関東森林管理局	西根川上流地区 令和3年度~令和11年度(9年 間) ・渓間エ7基 ・山腹エ7.05ha	 ○工事 ・治山ダム(S39~H22) ・航空実播工(H14~H16) ・資材運搬路作設(H13~、直近H27) ・河床整理(H30) ・巨石積護岸工(R2) A=311.5m2 ・航空実播工外(R3) A=0.5ha ・治山ダム嵩上げ(R3) N=1基 ○調査設計 ・全体計画調査(R元) ・治山ダム実施設計 N=3基、航空レーザ測量(R2,R3) ・山腹工概況調査(R3) 	□ 「中長(「中根 中長) ○ 工事 ・航空実播工 A=1.6ha ・治山ダム嵩上げ N=1基 ○ 調査設計 ・治山ダム実施設計 N=2基	 ブ年及 (予和 5 年及) ○工事 ・治山ダム(新設) N=0.3基 ・山腹工(航空実播工) A=1.5ha ○調査設計 ・作業路実施設計 L=1.7km 	(つれ 6 年度)(工事・治山ダム(新設継続)※事業計画検討中	 ○工事 ・治山ダム ・山腹工 ・作業路作設 ○調査設計 ・作業路実施設計 	・計画的な事業実行	
福島県	砂防堰堤 N = 4基 流木止めエ N = 1基 (内訳) ・西根川 砂防堰堤 (本川) N = 2基 砂防堰堤 (支川) N = 2基 流木止めエ N = 1基 応急対策 (河道掘削工) ・除石エ V=2.6万m3	○工事・流木止め工設置(R3.3月完了,N=1基)・除石工(R3.11月完了,V=6,500m3)○委託・砂防全体計画策定・航空レーザ測量	○工事・除石工(R5.3月完了,V=4,800m3)・除石工(R5.3月完了,V=4,800m3)・除石工(R5.2月完了,V=7,500m3)○委託・測量設計(R5.3月完了)(本川2基)	○工事・除石工(V=1,100m3)○委託・用地測量(本川下流砂防堰堤)	○工事 ・工事用道路工(本川下流砂防堰 堤) ・除石工 ○委託 ・詳細設計(本川上流砂防堰堤工 事用道路) ・用地測量(上流砂防堰堤)	○工事・砂防堰堤工事に着手・除石工○委託・測量設計(本川2基)	・予算の確保 ・用地取得 ・残土置場の確保	
南会津町	PAY-LIVE V-Z.OJJIIIJ	 ○工事 ・鴇巣堰土砂撤去工事(R2.12) 水路L=158.0m (南郷総合支所) ・和泉田地区沈砂池浚渫工事(R3.1) V=6,495.0㎡ (南郷総合支所) ・古町幹線水路土砂撤去工事(R3.3) (白沢地内 取水口及び水路) L=1,000m (伊南総合支所) ・木賊温泉岩風呂屋根設置(R3.7) (木賊集落発注) ・木賊温泉岩風呂脱衣所・照明設置工事(R3.10) (木賊集落発注、「南会津町元気のでる地域づくり事業」補助金を充当) ○重機借上げ ・木賊温泉岩風呂周辺土砂撤去(R3.3) (舘岩総合支所) 	○重機借上げ ・川衣堰頭首工上流堆積土砂撤去 (R4.12 川衣集落発注、「南会津町集 落維持発展支援事業」補助金を充当)					

1次谷 2 次谷 分 4 次谷

溪流横断测定位置:横断

渓流荒廃地 (堆積型)

国立 第1種特別地域

作業道

西根川上流地区(田代山)における治山対策について

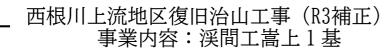
【令和4年度の事業】

【土石流堆積区域】

令和3年度補正予算により、令和3年度施工箇所の下流にあるコンクリート谷止工(昭和44年施工)を嵩上げ。土石流堆積区間の上流 部に堆積した土砂の流出を軽減させる対策を実施(令和4年11月完成)

【崩壊地対策】

令和3年度に引き続き、 ヘリコプターを活用した航空実播工(侵食防止工)を実施(令和4年10月完成)

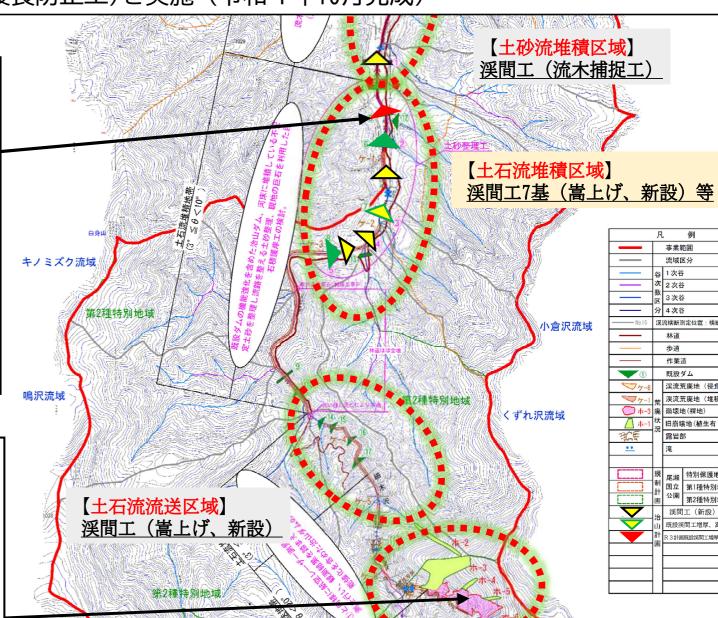




コンクリート谷止工の嵩上げ



完成(R4.11)



【崩壊地対策】

第1種特別地域 森林生態系保護地域)

細木沢流域

山腹工

西根川上流地区(細木沢)復旧治山工事(R3補正) 事業内容:航空実播工(侵食防止工)

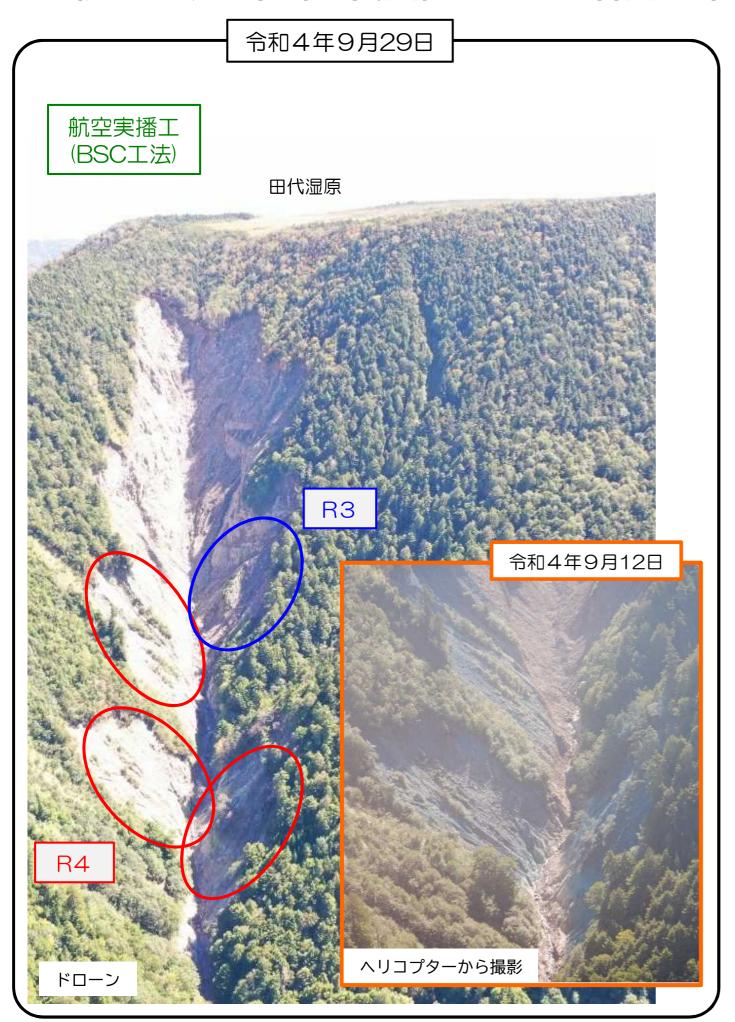




ヘリコプターによる資材運搬状況(R4.9)

西根川上流地区(田代山)における治山対策について

林野庁 関東森林管理局・会津森林管理署南会津支署





着手前



西根川上流地区(田代山)における治山対策について



【令和5年度の事業予定】

【土石流堆積区域】

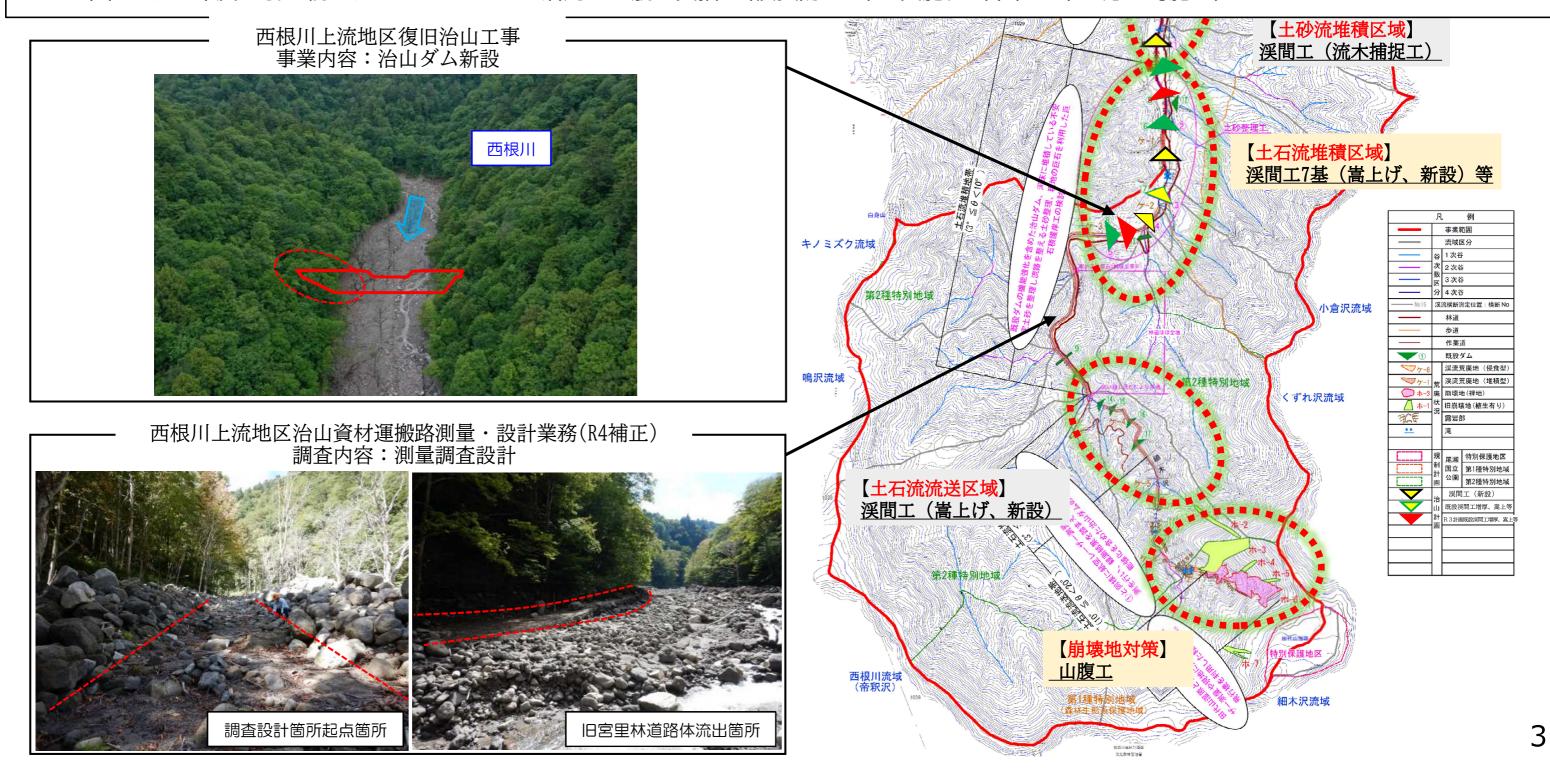
下流域への土砂の流出を軽減させるため、現地発生材を利用したソイルセメント工法による谷止工の新設工事を実施。 (令和5年5月契約)

【土石流流送区域】

上流部での治山工事を進めるために不可欠な作業道の測量・設計業務を実施。(令和5年5月調査開始)

【崩壊地対策】

令和3、4年度に引き続き、 ヘリコプターを活用した航空実播工(侵食防止工)を実施。(令和5年9月上旬施工)



西根川砂防施設配置計画 (案)

